

1. 「特別警報（レベル5含む）」「危険警報（レベル4）」「暴風警報」「レベル3大雨警報」  
発表及び地震発生時の対応について

和歌山市立和歌山高等学校

【令和8年5月28日 改正】

【令和8年5月29日 運用開始】

- ① 午前7時現在、和歌山市に「特別警報（レベル5含む）」、「危険警報（レベル4）」、「暴風警報」または「レベル3大雨警報」のいずれかが発表されている場合は、自宅待機とする。

午前10時までに解除された場合は、原則として午後1時までに登校し、5限より授業を行う。

午前10時現在もなお継続中であれば、臨時休校とする。

なお、居住地または通学地域に、上記と同様の警報が発表されている場合、上記と同様とする。

また、上記以外であっても、通学が非常に危険であると思われる場合は、学校に連絡を入れ、自宅待機とすることができる。

- ② 地震発生について

和歌山市で震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校とする。

※震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表され、危険が予測される場合は臨時休校とする。

◆定期考査期間中

午前7時現在、和歌山市に「特別警報（レベル5含む）」、「危険警報（レベル4）」、「暴風警報」または「レベル3大雨警報」のいずれかが発表されている場合は、臨時休校とする。

中止となった考査は、考査最終日の翌日（土日祝を除く）に実施する。

※「特別警報（レベル5含む）」とは、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、大津波、噴火、地震等により、これまでにない危機的な災害が予想される場合に発表される最大級の警報。

特に大雨、土砂災害、氾濫、高潮については「レベル5」として発表され、既に災害が発生している可能性が高く、直ちに命を守るための最善の行動をとる必要がある。

※「危険警報（レベル4）」とは、大雨、土砂災害、氾濫、高潮により、重大な災害が発生する可能性が極めて高い場合に発表される警報。

「レベル4」として発表され、自治体から避難指示が発令される目安となる。特別警報（レベル5）が出る前であっても、危険な場所にいる全員が速やかに避難を完了しなければならぬ段階を指す。

※テレビ・ラジオ・インターネット等で絶えず情報を得るように努めること。